

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 （省略） 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。)) の上、次の事務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 （同左） 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（<u>税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）</u>）が担当部門に提出された際には、通関担当統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）又は特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）であるか、保全担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）の要否（担保の提供を命じられた者であるか）及び提供の有無を確認（保全担保の要否及び提供の有無は収納課（<u>収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）</u>）に確認する。)) の上、次の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>～ （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査 事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>～ （省略）</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項 ～ （省略） 事後審査（調査部門において行うものを除く。）を行う場合には、その旨を申告書（原本、許可書用）の税関記入欄に表示するものとする。</p> <p>3 事後審査 及び （省略） 輸入の許可後に行うことを原則とし、事前審査終了後 1 か月以内に完了することを目途とする。ただし、事前審査終了から貨物の輸入の許可までが長期間にわたる場合には、適宜収納課（部門）から申告書等関係書類を取り寄せ、事後審査を開始して差し支えないものとする。</p>	<p><u>知</u>情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>～ （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査 事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。 <u>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</u></p> <p>～ （同左）</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項 ～ （同左） 事後審査（調査部門において行うものを除く。）を行う場合には、その旨を申告書（原本、許可書用）の税関記入欄に表示するとともに、<u>申請システムによりインボイス情報又は「添付資料情報」が提出されている場合は、必要に応じ書面に出力等行うものとする。</u></p> <p>3 事後審査 及び （同左） 輸入の許可後に行うことを原則とし、事前審査終了後 1 か月以内に完了することを目途とする。ただし、事前審査終了から貨物の輸入の許可までが長期間にわたる場合には、適宜収納課（部門）から申告書等関係書類を取り寄せ（<u>申請システムによりインボイス情報又は「添付資料情報」が提出された場合は、適宜調査部事務管理室へ原本情報の抽出を依頼するものとする。</u>）事後審査を開始して差</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>～ （省略）</p> <p>第 2 （省略）</p> <p>第 3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び貨物確認（監視部（<u>官署</u>にあっては検査担当部門）による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>し支えないものとする。</p> <p>～ （同左）</p> <p>第 2 （同左）</p> <p>第 3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び貨物確認（監視部（<u>官所</u>にあっては検査担当部門）による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告貨物に係る輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p> <p>2 （同左）</p>